

外国人の子どものロールモデル発信事業 受託者募集要領

1 業務概要

(1) 業務名

外国人の子どものロールモデル発信事業

(2) 業務内容

別添「外国人の子どものロールモデル発信事業 委託要綱」のとおり

(3) 契約金額

2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

※ なお、政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、愛知県財務規則第 129 条の 3 いずれかに該当する場合は契約保証金の全部または一部を免除する。

(4) 委託期間

契約の日から 2025 年 2 月 28 日（金）まで

(5) 委託費の支払条件

精算払。ただし、必要に応じて前金払を認める。

2 応募資格

次の（1）から（7）のいずれの要件も満たしている法人又はその他団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 定款・規約等、及び役員等名簿を整備していること。
- (3) 現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (4) 県内に事業所又は活動拠点を有していること。
- (5) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。
- (6) 企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格（指名）停止の措置を受けていないこと。
- (7) 企画提案書の受付期間において「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

3 選考方法

(1) 審査

- ・別に設置する「外国人の子どものロールモデル発信事業 受託者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、期限までに提出された企画提案書について、書面審査により 5 者を選定した後、プレゼンテーションによる審査を行い、最優秀企

画提案者を1者選定する。

なお、企画提案が5者以下の場合については、第一次選定は実施せず、すべての企画提案についてプレゼンテーション審査による最終選定を行う（2024年6月6日（木）午前、あいち国際プラザ会議室（名古屋市中区三の丸二丁目6-1 愛知県三の丸庁舎内）（予定））。

- ・審査結果は、確定後、速やかに企画提案者全員に文書で通知する。
- ・本審査で選定された提案者を受託候補者とし、愛知県と受託候補者両者により委託内容を協議の上、合意に至った場合に契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議を行う。また、期待する内容の提案がない場合には、全者不採用とする場合もある。
- ・プレゼンテーション当日の資料は、企画提案書とし、追加資料は認めない。また、プロジェクター等の機器は使用しない。なお、出席者は企画提案書記載の担当者を含む最大3名までとする。
- ・プレゼンテーションは1者約20分（説明10分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。なお、プレゼンテーション時間は変更される場合もある。
- ・審査の会場、日時等の詳細は後日連絡する。
- ・審査は非公開とし、選定の過程等審査に関する問合せには応じない。

（2）審査基準

選定委員会において、以下の項目等を基に総合的な評価・審査を行う。

ア 実施主体について

- ・事業を円滑に遂行できる体制となっているか（総括責任者や業務担当者にふさわしい経歴や実績をもつ者を配置しているか、適正な実施体制・人員数となっているか等）。
- ・本業務と関連する業務の履歴・実績があり、成果をあげているか。

イ 実施内容について

（ア）ロールモデルの選定

- ・本事業の目的に沿って、ヒアリング調査のスケジュール、ヒアリング先の候補及びヒアリング内容が具体的に示されているか。
- ・ロールモデル選定の考え方が適切であり、動画作成等への協力を得られる見込みがあるなど、実現可能な提案となっているか。
- ・選定するロールモデルの国籍や出身校、職種などのバランスが配慮されているか。

（イ）動画の作成

- ・外国人の子どもや保護者が、進路や雇用形態への関心を深めることができる分かりやすい内容や構成であるか。

（ウ）座談会の開催

- ・座談会の開催時期、会場、集客の方法が具体的に示されており、かつそれらが効果的であるか。

（エ）広報用資材の作成

- ・動画との併用により外国人の子どもや保護者に効果的に伝わる内容や構成である

か。

ウ 追加提案について

- ・本事業の目的達成のための効果的な提案となっているか。

エ 経費見積書について

- ・見積項目が具体的に示され、経費は業務量、内容に見合った適正かつ妥当なものとなっているか。また、追加提案がある場合は、その実施に係る経費が計上されているか。

4 企画提案

1 団体につき、1 件の企画提案に限る。

(1) 提出書類

別紙「企画提案書 作成要領」に基づき、以下の書類を作成・提出すること。併せて、定款・規約等、役員等名簿及び前年度の決算書を各 1 部提出すること。

ア 様式 1：提案応募書

イ 様式 2：業務実施体制

ウ 様式 3：実績報告書

エ 様式 4：社会的価値の実現に資する取組に関する申告書

オ 様式 5：事業実施提案書

カ 任意様式：経費見積書

(2) 提出期限

2024 年 6 月 4 日（火）正午（必着）

(3) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室

TEL：052-954-6138（ダイヤルイン）

(4) 提出方法

上記（3）に持参、郵送（書留郵便に限る）又は宅配便により提出すること。

その他の方法（メール、FAX 等）による提出は不可とする。

(5) 提出部数

9 部（正本 1 部、副本 8 部）

※ 提案応募書（様式 1）は正本のみに添付すること。

(6) 応募に関する問合せ先

本事業提案に関する質問は、電子メールにて 2024 年 6 月 3 日（月）正午まで受け付ける。愛知県多文化共生推進室（tabunka@pref.aichi.lg.jp）宛てに、件名を「外国人の子どものロールモデル発信事業に関する問合せ」として送信すること。

質問に対する回答は、速やかに多文化共生推進室の Web ページに掲載することとし、

個別には回答しない。

5 注意事項

- (1) 企画提案書の提出は、1者1案とする。
- (2) 応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備がある場合は、受理しない。
- (3) 応募及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (4) 提出書類の作成及び提出に必要な経費については、各応募者の負担とする。なお、提案された企画提案書は返却しない。
- (5) 要求した内容以外の書類、図面等については受理しない。
- (6) 提出後の企画提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。提出後に企画提案の応募を取り下げの場合は、速やかに愛知県多文化共生推進室まで連絡するとともに、文書で愛知県知事あてに通知すること。
- (7) 受託後の企画提案書に記載された実施体制（総括責任者、業務担当者）の変更は原則として認めない。
- (8) この要領に定めるもののほか、選定実施に係る必要な事項は、県が決定する。
- (9) 契約より前に、本件業務のために行った準備行為等に係る費用がすでに発生している場合、提案者はその費用を県に請求できない。

6 説明会の開催（予定）

前述の応募希望者は、事前に本企画提案への前記2の応募資格を十分確認するとともに、下記の説明会に原則出席すること。

- (1) 日 時：2024年5月27日（月）午前11時
- (2) 方 法：オンライン（Microsoft Teams を利用）
- (3) 参加申込：2024年5月24日（金）午後5時までに、電子メールで、件名を「外国人の子どものロールモデル発信事業 説明会の参加申込み」として、団体名・連絡先・参加人数を明記の上、多文化共生推進室宛て（前記4（6）参照）に送信すること。